

総行行第 4 6 6 号
令和 8 年 9 月 3 0 日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について（通知）

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当職あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁に関する配慮について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務については、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け総行行第 439 号総務省自治行政局行政課長通知、同日付け環循適発第 2409302 号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のために必要な措置の実施について通知したところですが、この度、環境省において当該通知を受けた市区町村の対応状況等が別紙のとおり取りまとめられましたので、送付いたします。

貴職においては、改めて当該通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

環循適発第 2609303 号

令和 8 年 9 月 30 日

総務省自治行政局行政課長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について（依頼）

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け環循適発第 2409302 号）。以下「9 月 30 日付け通知」という。）。

この度、9 月 30 日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査（以下「本調査」という。）を実施し、本調査結果を踏まえた留意事項について、別添のとおり取りまとめました。

9 月 30 日付け通知に基づく対応を適切に実施するためには、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において本調査結果も踏まえ、9 月 30 日付け通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 8 年 4 月 30 日付け当課事務連絡にて依頼いたしました調査（以下「本件調査」という。）においては、御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け環循適発第 2409302 号）。以下「9 月 30 日付け通知」という。）。

本件調査の結果につきまして、別添のとおり送付するとともに、本件調査結果を踏まえた留意事項について、下記のとおり取りまとめましたので、貴部（局）におかれては、9 月 30 日付け通知を踏まえ、引き続き一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めていただくとともに、改めて 9 月 30 日付け通知の趣旨及び内容について、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、環境省では、9 月 30 日付け通知を受けた市町村の対応状況等について、今後もフォローアップ調査を行うことを予定している旨申し添えます。

記

1. 9月30日付け通知の趣旨について

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれ、加えて、他産業との人材確保の競争も厳しくなる。さらに、国際情勢の変化等に伴うエネルギーコストや原材料価格の上昇が事業経営に影響を及ぼしており、一般廃棄物処理業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。

このような状況の中、地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な一般廃棄物処理業の担い手を確保することは喫緊の課題であり、将来にわたって廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要である。

そのためには、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、市町村において適切に予定価格を作成することが求められる。

これらの考えの下、関連指針、通知等を踏まえ、9月30日付け通知は、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめたものである。

2. 市町村が条例で定める処理手数料について

市町村が条例で定める処理手数料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する手数料をいう。以下同じ。）について、適正な価格転嫁のための適切な環境整備を「行っていない」と回答したのは619市町村であり、「行った」と回答したのは292市町村、「行う予定」と回答したのは164市町村であった。

廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされており、したがって、9月30日付け通知記1においては、「一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい」としているものである。

「行った」及び「行う予定」と回答した中には、毎年度総合原価を算定し、手数料の額が適正かどうか検討している市町村、全庁的な使用料・手数料の見直しに併せて関係条例の改正を行い、一般廃棄物の収集運搬及び処分に係る手数料の改定を行った市町村、条例で定める手数料については、今後も許可業者と協議等を行い見直すこととしている市町村等が見受けられたところである。このような取り組みを参考にいただき、適切な環境整備をお願いしたい。

3. 9月30日付け通知発出以降の対応について

市町村における主たる一般廃棄物の収集の委託（廃棄物処理法第6条の2第2項の委託をいう。許可業者への委託も含む。以下同じ。）案件¹について以下の調査を行った。

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、主な一般廃棄物収集委託の契約の受託者と受託料に関する交渉の有無について調査したところ、交渉があった（受託者若しくは市町村又はその双方から交渉の申入れを行った）と回答した市町村は、582市町村であった。

9月30日付け通知において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日策定）を踏まえた対応を求めているところであり、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合はもとより、受注者から変更の申出がない場合であっても、1年に1回又は半年に1回など定期的に、発注者から労務費等の転嫁に関する協議の場を設けることが求められる。

また、受託者との契約に当たり、公表資料を用いる等、合理的な根拠を基に受託料に関する交渉を行うことはもちろん、契約期間内においても対応が求められており、9月30日付け通知記2(3)においては、「物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

(2)受託料の引き上げを行ったかについて

(1)において交渉があったと回答したうち、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて調査したところ、216市町村が「行った（満額受け入れた）」と回答し、246市町村が「一部行った（満額は受け入れなかった）」旨回答があった。一方、「行わなかった」旨回答したのは54市町村であった。

9月30日付け通知記2(1)においては、「受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。」としており、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について、仮にこれを満額受け入れない場合は、委託を行う市町村において、その根拠や合理的な理由を説明することが求められるものである。

(3)労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

(1)において交渉があったと回答したうち、労務費上昇の理由の説明や根拠資料として受託者に求めた公表資料等については、327市町村が公表資料等に基づくものとした一方、160市町村が公表資料等に基づくものとしなかった旨回答があった。

その理由について確認すると、「自治体側から人件費や光熱水費を含めた物件費等について増減額を積算した根拠を示して、毎年説明している。今年度も同様に説明し、受

¹ 市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件をいう。

託者から異論が無かったため、資料提出等は求めていない。」との回答もあり、公表資料等に基づくものとしなかった旨の回答があったことのみをもって、9月30日付け通知の趣旨に反するものではない。9月30日付け通知記2(1)においては、「発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる・・・公表資料に基づくものとする。」としているところであり、入札・契約手続の運用においては、9月30日付け通知記2(1)に例示したような公表資料を十分に踏まえた対応が求められる。

(4)価格転嫁の条項の有無について

委託の契約を行っている1,702市町村を対象に、一般廃棄物処理業務の契約について、受託者から労務費等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合に、その可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて調査したところ、「はい」又は「入っていないが、他の手法により配慮をしている」と回答した市町村が1,275市町村であった。

9月30日付け通知記2(1)においては、「受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用においては、受託者への配慮についても留意されたい。

(5)適切な予定価格の作成について

委託の契約を行っている1,702市町村を対象に、一般廃棄物処理業務の契約について、最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて調査したところ、「はい」と回答したのが1,402市町村であった。その回答の詳細について確認すると、「運転手及び作業員給料の労務単価は、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数に基づき設定している。」、「人件費においては『賃金構造基本統計調査』を参照した。」等の回答があった一方、「いいえ」の回答として、現行契約との乖離、予算上の制約、委託業者との協議による価格設定等を理由とする回答があったところである。

9月30日付け通知記2(2)においては、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の实勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成」等の適切な対策を講ずることが求められるとした上で、「一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費・・・等最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。」としているところである。一般廃棄物処理業務の委託契約に際しての積算を行うに当たっては、上に例示した人件費単価やその上昇率等も反映した額等最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成されたい。

4. 9月30日付け通知の周知等について

9月30日付け通知の周知等について、「行った（契約担当部局や財政担当部局も含めて全庁的に）」と回答したのは、486市町村であり、「行った（廃棄物行政主管部局のみ）」と回答したのは1,067市町村、「行っていない」と回答したのは181市町村であった。また、周知・共有を行った1,553市町村の周知・共有方法としては、「指針の送付、供覧等」が1,425市町村、「説明会や調達担当者会議の開催等（オンライン開催を含む。）」が10市町村、「その他」が118市町村であった。

9月30日付け通知記3においては、「一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、・・・契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。」としているものである。

「行っていない」と回答した市町村はもちろん、「行った（廃棄物行政主管部局のみ）」と回答した市町村においては、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応をお願いしたい。なお、「行っていない」と回答した市町村の中には、通知以前から受託者との協議や財政部局との調整を行っている、契約担当部門から周知があった、又は必要があれば今後周知を行う等の回答も見受けられたが、9月30日付け通知を全庁的に周知している市町村ほど、受託料の引き上げに係る交渉や受託料の引き上げが実施されている傾向が見られることから、9月30日付け通知の趣旨を踏まえ、改めて庁内における情報共有及び契約担当部局・財政担当部局との連携を図られたい。

なお、令和8年度地方財政計画²においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料に800億円が増額計上（普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ）されている。

5. 9月30日付け通知の記載内容に係る更新事項について

9月30日付け通知を発出以降、9月30日付け通知において踏まえている「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「令和6年度基本方針」という）などについて、最新の関係方針、政府決定及び地方財政措置等が令和8年度に示されているところである。

このため、9月30日付け通知を踏まえた必要な措置の実施等に際しては、以下の内容も踏まえて対応されたい。

9月30日付け通知記3の記載について（地方財政計画等）

9月30日付け通知記3においては、「令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円が計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ）されているところである。」と記載しているところであるが、令和8年度地方財政計画においては、本事務連絡記4のとおり物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料に800億円が増額計上（普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ）されている。また、令和8年度基本方針においては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に当たり、地方公共団体においては、令和7年度補正予算に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を検討するものとされている。

² 令和8年度地方財政計画の概要（<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>）参照

6. 中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰を踏まえた対応について

今般の中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえ、令和8年3月27日付けで経済産業大臣から各都道府県知事宛てに「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について」（令和8年3月27日付け20260325中第4号）³が発出された。これを受け、環境省においては、令和8年4月14日付け事務連絡「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇時における令和6年9月30日付け通知等を踏まえた対応について」を発出し、今般の中東情勢を受けたエネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施等について、各都道府県を通じて管内市町村への周知徹底をお願いしたところである。

本件調査において、委託の契約を行っている1,702市町村を対象に、中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰による影響を理由とした受託料に関する交渉の有無について調査したところ、「交渉があった（受託者若しくは市町村又はその双方から交渉の申入れを行った）」と回答した市町村は、102市町村であった。また、当該102市町村のうち、受託料の引上げを行った市町村は57市町村であった。

燃料油・石油製品等の価格高騰に伴う原材料費・エネルギーコストの上昇分についても、9月30日付け通知記2(1)及び(3)に示すとおり、受託者との価格交渉に当たっては公表資料に基づく根拠資料を尊重するとともに、契約後の状況の変化に応じ、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討するほか、契約変更の実施も含め適切に対応することが求められる。特に、受託者から契約金額の変更に係る協議の申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁が図られるよう、周知徹底をお願いしたい。

³ 中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について（令和8年3月27日付け20260325中第4号）([002.pdf](#))



「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」を踏まえた対応に係る調査結果

令和8年9月30日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

1.はじめに

本調査の概要

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）（以下「9月30日付け通知」という。）を発出したところである。

環境省では、令和7年5月30日に、市町村に対して、9月30日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を行い、調査結果について取りまとめ、公表したところ、令和8年度も同様にフォローアップ調査を行うこととした。

（調査対象）

全国1,741市区町村（回収率100%）

（調査時点）

令和8年4月30日時点

市町村が条例で定める処理手数料※について

※廃棄物処理法第7条第12項に規定する手数料をいう。

2.市町村が条例で定める処理手数料について

適正な価格転嫁のための適切な環境整備について

市町村が条例で定める処理手数料に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストが適正に転嫁されるよう、市町村において必要に応じて適切な環境整備を行っているかについて質問した。（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

環境整備	集計	詳細（一部抜粋）
行った	292 (249)	● 毎年度総合原価を算定し、手数料の額が適正かどうか検討している。 ● 全庁的な使用料・手数料の見直しに併せて関係条例の改正を行い、一般廃棄物の収集運搬及び処分に係る手数料の改定を行った。 ● 条例で定める手数料については、今後も許可業者と協議等を行い見直すこととしている。
行う予定	164 (169)	● 近隣市町村と収集事業者団体で実施年度、収集単価（世帯当たり）について協議中 ● 社会情勢の変化に伴い、環境整備が必要と考えられるタイミングで手数料の変更等を行う予定。
行っていない	619 (668)	● 委託契約書にて定めのない事項は双方協議すると定めており、インフレスライド等に対応できるようにしている。 ● ごみ処理手数料の見直しは、住民・事業者の負担に直接関わるものであり、処理経費の推移、手数料収入の状況、広域処理の関係自治体の状況などを総合的に勘案する必要があることから、現時点で具体的な見直し時期や内容は定めていない。 ● 近年の物価上昇による経費増加を考慮して、手数料の見直し（引き上げ）を検討しているが、具体的な方針等は定まっていない。
許可業者が存在しない （直営又は委託等）	656 (640)	

1,741市町村中、1,731市町村が回答（回答率99.4%）

9月30日付け通知の周知等について

3. 9月30日付け通知の周知等について

(1) 市町村における庁内での周知、共有の状況について

9月30日付け通知について、庁内での周知、共有の状況について質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

行った (契約担当部局や財政担当 部局も含めて全庁的に)	行った (廃棄物行政主管部局のみ)	行っていない
486 (325)	1,067 (1,147)	181 (260)

1,741市町村中、1,734市町村が回答（回答率99.6%）

(2) 市町村における周知、共有の方法について

上記設問で「行った」と回答した市町村に対して、9月30日付け通知について、周知、共有の方法について質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

指針の送付、供覧等	説明会や調達担当者会議の 開催等（オンライン開催含む）	その他
1,425 (1,354)	10 (9)	118 (109)

9月30日付け通知の周知・共有を行った1,553市町村中、1,553市町村が回答（回答率100%）

「その他」について、主な回答（市町村の回答（自由記載）から一部抜粋）

- 環境省主催のオンライン説明会への合同参加及び資料の共有
- 自治体の財政当局から「予算要求にあたっては、労務費等が適切に見積に反映されるべき措置を講ずること」として全課長等に対し通知している。

3. 9月30日付け通知の周知等について

(3)市町村における周知・共有の状況と対応方針について

P.5の上段の設問で「行っていない」と回答した市町村に対して、9月30日付け通知について、周知、共有を行っていない理由と、今後の対応方針について質問した。

理由	今後の対応方針
労務費等については事業者に対して説明を行っている。	業務を適切に遂行できるよう協議を行いながら対応していく。
通知以前から受注者に対しては労務費上昇の根拠資料等の提供を求めており、予算確保についても財政部局と協議をしてきている。	ごみ処理手数料の見直しを検討。
委託業者の選定（入札）にあたっては、適切な労務単価等の算出に基づいた対応を行っており、受注者と価格交渉を行うに至らないとの認識のため。	これまでも価格交渉が必要な場面がなかったため、委託業者から協議の申出等があれば、都度応じることとする。
近年の労務費、原材料費等の高騰への適切な対応は、全庁的に指示されているため特別に周知は行わなかった。	左記の指示を『9月30日付け通知の周知、共有』の代替として使用。
契約担当部門より周知があったため。	特になし。
一般廃棄物処理業務については、すべて当課が主管課として行っているため、他課への周知はしていない。	必要があれば周知を行う。
担当者と委託業者の間に適切な価格設定にすでに努めているため必要性を感じない。	今後も連携を常にとっていく。
特に周知が必要だとは思わなかったため。	契約担当や財政担当に周知、共有を行い、全庁的に連携する。

9月30日付け通知発出以降[※]の対応について

※令和6年9月30日から令和8年4月30日までの期間

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1) 契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件の契約（以下「主な一般廃棄物収集委託の契約」という）の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

あった （受託者から 申入れを行った）	あった （市町村から 申入れを行った）	あった （受託者及び市町村 から申入れを行った）	なかった
277 (171)	126 (104)	179 (140)	1,144 (1,298)
582 (415)			

1,741市町村中、1,726市町村が回答（回答率99.1%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1) 契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

北海道・東北地方						
北海道		青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県
小樽市	羽幌町	弘前市	宮古市	塩竈市	山形市	会津若松市
帯広市	中頓別町	十和田市	久慈市	東松島市	米沢市	いわき市
岩見沢市	礼文町	むつ市	釜石市	富谷市	寒河江市	須賀川市
苫小牧市	訓子府町	平川市	二戸市	川崎町	長井市	喜多方市
稚内市	佐呂間町	平内町	葛巻町	松島町	尾花沢市	相馬市
芦別市	興部町	深浦町	大槌町	七ヶ浜町	中山町	国見町
赤平市	豊浦町	大鰐町	普代村		朝日町	只見町
千歳市	白老町	鶴田町	野田村	秋田県	大石田町	南会津町
恵庭市	様似町	七戸町	九戸村	能代市	舟形町	北塩原村
石狩市	えりも町	六戸町	洋野町	湯沢市	小国町	西会津町
新篠津村	鹿追町	横浜町		大仙市	白鷹町	磐梯町
知内町	中札内村	東北町		上小阿仁村	飯豊町	棚倉町
木古内町	更別村	おいらせ町		八郎潟町	三川町	矢祭町
今金町	幕別町	五戸町				鮫川村
せたな町	陸別町	新郷村				
共和町	釧路町					
浦臼町	厚岸町					
下川町	別海町					
音威子府村	中標津町					
苫前町	標津町					

4.9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

関東地方									
茨城県		栃木県		埼玉県		千葉県		東京都	
水戸市		栃木市		さいたま市	長瀬町	銚子市		台東区	清瀬市
土浦市		高根沢町		川口市	小鹿野町	柏市		目黒区	東久留米市
古河市				行田市	美里町	勝浦市		世田谷区	武蔵村山市
下妻市		群馬県		秩父市	杉戸町	八千代市		渋谷区	多摩市
常総市		桐生市		春日部市	松伏町	鎌ヶ谷市		中野区	稲城市
牛久市		太田市		鴻巣市		浦安市		板橋区	あきる野市
鹿嶋市		沼田市		越谷市		四街道市		足立区	西東京市
潮来市		みどり市		和光市		八街市		葛飾区	瑞穂町
守谷市		神流町		新座市		香取市		八王子市	奥多摩町
稲敷市		中之条町		北本市		大網白里市		武蔵野市	御蔵島村
桜川市		草津町		蓮田市		酒々井町		青梅市	八丈町
行方市		高山村		鶴ヶ島市		芝山町		府中市	
つくばみらい市		東吾妻町		白岡市		御宿町		昭島市	
茨城町		川場村		毛呂山町		神奈川県		調布市	
大子町		昭和村		越生町		藤沢市		小金井市	
美浦村		みなかみ町		小川町		逗子市		日野市	
阿見町		玉村町		鳩山町		座間市		東村山市	
河内町		千代田町		ときがわ町		大井町		国立市	
八千代町		大泉町		横瀬町		真鶴町		狛江市	
		邑楽町		皆野町				東大和市	

4.9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

中部地方

新潟県	富山県	長野県		山梨県	岐阜県	愛知県	
新潟市	富山市	上田市	下條村	南アルプス市	岐阜市	岡崎市	東栄町
長岡市	魚津市	岡谷市	大鹿村	甲斐市	多治見市	一宮市	豊根村
柏崎市	氷見市	飯田市	白馬村	笛吹市	中津川市	半田市	
十日町市	滑川市	伊那市	高山村	中央市	美濃市	津島市	
妙高市	黒部市	駒ヶ根市	信濃町	市川三郷町	羽島市	碧南市	
上越市	射水市	茅野市		西桂町	各務原市	刈谷市	
佐渡市	入善町	塩尻市		山中湖村	山県市	安城市	
南魚沼市	朝日町	安曇野市		富士河口湖町	瑞穂市	西尾市	
阿賀町		小海町			飛騨市	犬山市	
出雲崎町		南牧村			本巣市	新城市	
関川村		佐久穂町			下呂市	高浜市	
	福井県	立科町		静岡県	海津市	岩倉市	
	福井市	青木村		熱海市	岐南町	日進市	
	坂井市	富士見町		富士市	笠松町	愛西市	
	永平寺町	辰野町		磐田市	養老町	清須市	
石川県	美浜町	飯島町		掛川市	関ヶ原町	あま市	
輪島市	おい町	高森町		湖西市	輪之内町	東郷町	
野々市市		阿南町		御前崎市	北方町	南知多町	
穴水町		阿智村		牧之原市	八百津町	美浜町	
		根羽村		南伊豆町	白川町	設楽町	
				吉田町			
				森町			

4.9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

関西地方

三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	大阪府
四日市市	大津市	福知山市	姫路市	堺市
松阪市	彦根市	城陽市	洲本市	吹田市
鳥羽市	近江八幡市	長岡京市	伊丹市	泉大津市
いなべ市	守山市	八幡市	豊岡市	茨木市
東員町	栗東市	京田辺市	加古川市	八尾市
明和町	日野町	南丹市	西脇市	泉佐野市
大台町	竜王町	精華町	川西市	富田林市
大紀町	愛荘町	京丹波町	たつの市	寝屋川市
南伊勢町	豊郷町	伊根町	猪名川町	河内長野市
	多賀町	与謝野町	多可町	松原市
			稲美町	羽曳野市
			播磨町	泉南市
			太子町	島本町
				能勢町
				熊取町
				田尻町
				太子町
				千早赤阪村

和歌山県	奈良県
海南市	大和高田市
有田市	大和郡山市
御坊市	御所市
新宮市	三宅町
紀の川市	王寺町
湯浅町	広陵町
美浜町	下市町
日高町	川上村
すさみ町	

中国・四国地方

鳥取県	広島県	山口県	愛媛県
鳥取市	呉市	宇部市	今治市
米子市	三原市	萩市	宇和島市
境港市	尾道市	下松市	新居浜市
若桜町	庄原市	柳井市	西条市
智頭町	大竹市	周防大島町	松前町
八頭町	廿日市市		内子町
三朝町	安芸高田市		鬼北町
湯梨浜町	安芸太田町		
琴浦町	北広島町		
日吉津村	世羅町		
大山町			

徳島県	高知県
三好市	南国市
勝浦町	土佐市
北島町	須崎市
東みよし町	香南市
	本山町
	土佐町
	四万十町

岡山県	香川県
津山市	坂出市
総社市	観音寺市
高梁市	三豊市
備前市	土庄町
勝央町	琴平町
	まんのう町

島根県
松江市
出雲市
安来市
江津市
知夫村

4.9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

九州地方

福岡県		佐賀県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
北九州市	志免町	唐津市	玉名市	大分市	宮崎市	指宿市	那覇市
大牟田市	須恵町	多久市	山鹿市	日田市	都城市	西之表市	浦添市
飯塚市	芦屋町	伊万里市	上天草市	臼杵市	日向市	曽於市	名護市
田川市	水巻町	武雄市	宇城市	竹田市	西都市	志布志市	糸満市
筑後市	岡垣町	鹿島市	阿蘇市	杵築市	三股町	大崎町	沖縄市
中間市	遠賀町	嬉野市	天草市	宇佐市	国富町	宇検村	豊見城市
小郡市	小竹町	吉野ヶ里町	南関町	豊後大野市	高鍋町	瀬戸内町	うるま市
筑紫野市	鞍手町	上峰町	長洲町	日出町	川南町	龍郷町	南城市
春日市	桂川町	有田町	和水町	九重町	門川町	喜界町	西原町
宗像市	筑前町	江北町	大津町	玖珠町	椎葉村	天城町	与那原町
太宰府市	大刀洗町		産山村		高千穂町		南風原町
古賀市	香春町	長崎県	西原村		日之影町		南大東村
福津市	糸田町	平戸市	御船町		五ヶ瀬町		久米島町
うきは市	福智町	雲仙市	嘉島町				
宮若市	苅田町	東彼杵町	益城町				
みやま市	みやこ町	川棚町	甲佐町				
糸島市	上毛町	波佐見町	山都町				
那珂川市	築上町	新上五島町	津奈木町				
宇美町			錦町				
篠栗町							

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(2) 労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

P.8の設問で「あった」と回答した市町村に対して、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受託者に求めた場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づくものとしたかについて質問した。（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

公表資料の有無	集計	詳細（一部抜粋）
はい （具体的な資料について記載）	327 (227)	● 運転手及び作業員給料の労務単価は国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数などを参考に、自治体が積算した資料と受託者からの要求資料を照らして精査している。 ● 受託側との協議を踏まえ、労務費については厚生労働省より発行されている「賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」の賃金引き上げ率、原材料費は「消費者物価指数」の上昇率、エネルギーコストは直近1年間の燃料費の上昇率の推移をそれぞれ設計に反映した。 ● 一般廃棄物収集運搬業務委託の予算計上及び契約については、地方運輸局の距離制運賃表及び都道府県の公共工事設計労務単価等を基に積算された業者見積額としている。 ● 消費者物価指数等をもとに燃料費の上昇や社員給与費等の状況についてヒアリングを行った。
いいえ （理由について記載）	160 (127)	● 類似業務と比較して同程度の上昇率であり、可能な限り経費削減に努めている提案であったため。 ● 受託者から提出された資料は、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づくものではなく、受託者の経営状況や必要経費等を示す資料であった。 ● 実態に即した要望を行うため、見積書及び見積金額の根拠資料（ごみ収集車両1台にかかる費用（人件費含む）の積算資料、収集車両の更新や修理にかかる見積書）の提出を求めた。 ● 自治体側から人件費や光熱水費を含めた物件費等について増減額を積算した根拠を示して、毎年説明している。今年度も同様に説明し、受託者から異論が無かったため、資料提出等は求めている。
その他（労務費上昇に係るものでない等）	95 (61)	

交渉があったと回答した582市町村中、582市町村が回答（回答率100%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(3) 受託料の引き上げを行ったかについて

P.8の設問で「あった」と回答した市町村に対して、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

行った (満額受け入れた)	一部行った (満額は受け入れなかった)		行わなかった		その他
	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	
216 (145)	222 (142)	24 (26)	41 (20)	13 (12)	66 (70)
委託料の引き上げを行った又は一部行った・ 行わなかった (合理的説明あり)			479(307)		
委託料の引き上げを行った又は一部行った			462(313)		

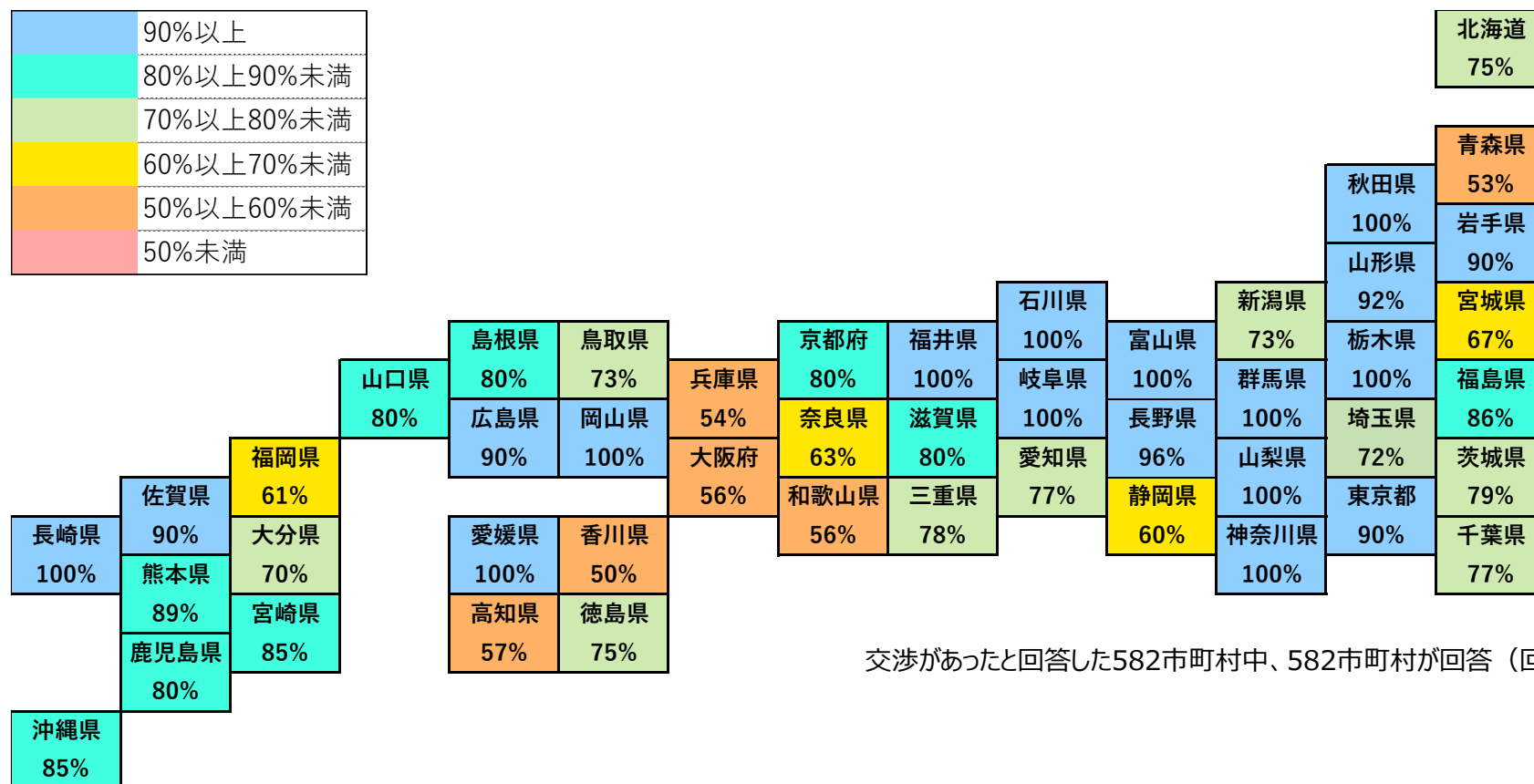
※「その他」のうち、何らかの手法で価格を引き上げたのは27市町村

交渉があったと回答した582市町村中、582市町村が回答（回答率100%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(3) 委託料の引き上げを行った又は一部行った

都道府県別に、P.8で「あった」と回答した市町村のうち、P.16で委託料を引き上げた（一部含む）市町村の割合を下図に示す。なお、交渉があったと回答した市町村のうち、委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村数の割合は79.4%である。（前回の割合は75.4%）



交渉があったと回答した582市町村中、582市町村が回答（回答率100%）

各都道府県の割合の算出式（小数点第一位四捨五入）

＝（各都道府県のP.16の設問で「委託料の引き上げを行った」、「一部行った（合理的説明あり）」、「一部行った（合理的説明なし）」と回答した市町村数）
 ÷（各都道府県のP.8の設問で「あった」と回答した市町村数）×100

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

18

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(3)委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

関東地方

茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
水戸市	桐生市	川口市	銚子市	台東区 多摩市
土浦市	太田市	秩父市	勝浦市	世田谷区 稲城市
下妻市	沼田市	春日部市	八千代市	渋谷区 あきる野市
常総市	みどり市	鴻巣市	鎌ヶ谷市	中野区 西東京市
牛久市	神流町	越谷市	浦安市	板橋区 瑞穂町
鹿嶋市	中之条町	和光市	四街道市	足立区 奥多摩町
潮来市	草津町	新座市	八街市	葛飾区 御蔵島村
守谷市	高山村	北本市	酒々井町	武蔵野市 八丈町
稲敷市	東吾妻町	蓮田市	芝山町	青梅市
桜川市	川場村	白岡市	御宿町	府中市
つくばみらい市	昭和村	小川町		昭島市
茨城町	みなかみ町	横瀬町	神奈川県	小金井市
大子町	玉村町	皆野町	藤沢市	日野市
美浦村	千代田町	長瀬町	逗子市	東村山市
河内町	大泉町	小鹿野町	座間市	国立市
	邑楽町	美里町	大井町	狛江市
		杉戸町	真鶴町	東大和市
		松伏町		清瀬市
栃木県				東久留米市
栃木市				武蔵村山市
高根沢町				

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(3) 委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

中部地方											
新潟県			石川県		長野県		静岡県		岐阜県		愛知県
長岡市			輪島市		上田市	大鹿村	熱海市		岐阜市		岡崎市
柏崎市			野々市市		岡谷市	白馬村	富士市		多治見市		一宮市
十日町市			穴水町		飯田市	高山村	湖西市		中津川市		津島市
妙高市					伊那市	信濃町	御前崎市		美濃市		碧南市
上越市			福井県		駒ヶ根市		牧之原市		羽島市		刈谷市
佐渡市			福井市		茅野市		森町		各務原市		安城市
南魚沼市			坂井市		塩尻市				山県市		西尾市
出雲崎町			永平寺町		安曇野市				瑞穂市		新城市
			美浜町		小海町				飛騨市		高浜市
			おおい町		南牧村				本巣市		岩倉市
富山県					佐久穂町				下呂市		愛西市
富山市					立科町				海津市		清須市
魚津市			山梨県		富士見町				岐南町		南知多町
氷見市			南アルプス市		辰野町				笠松町		美浜町
滑川市			甲斐市		飯島町				養老町		設楽町
黒部市			笛吹市		高森町				関ヶ原町		東栄町
射水市			中央市		阿南町				輪之内町		豊根村
入善町			市川三郷町		阿智村				北方町		
朝日町			西桂町		根羽村				八百津町		
			山中湖村		下條村				白川町		
			富士河口湖町								

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(3) 委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

関西地方

三重県	京都府	兵庫県	和歌山県
四日市市	福知山市	洲本市	有田市
松阪市	城陽市	伊丹市	御坊市
東員町	長岡京市	西脇市	湯浅町
明和町	京田辺市	川西市	日高町
大台町	南丹市	たつの市	すさみ町
大紀町	精華町	多可町	
南伊勢町	京丹波町	太子町	
	与謝野町		
滋賀県	大阪府	奈良県	
大津市	吹田市	大和高田市	
彦根市	泉大津市	大和郡山市	
近江八幡市	茨木市	御所市	
守山市	河内長野市	三宅町	
栗東市	泉南市	広陵町	
日野町	島本町		
愛荘町	能勢町		
豊郷町	熊取町		
	太子町		
	千早赤阪村		

中国・四国地方

鳥取県	広島県	山口県	愛媛県	
鳥取市	呉市	宇部市	今治市	
境港市	尾道市	萩市	宇和島市	
若桜町	庄原市	下松市	新居浜市	
智頭町	大竹市	周防大島町	西条市	
三朝町	廿日市市		松前町	
湯梨浜町	安芸高田市	<th>徳島県</th>	徳島県	内子町
琴浦町	安芸太田町	三好市	鬼北町	
大山町	北広島町	勝浦町		
	世羅町	北島町		
島根県	岡山県	香川県	高知県	
松江市	津山市	観音寺市	土佐市	
出雲市	総社市	土庄町	須崎市	
安来市	高梁市	まんのう町	香南市	
知夫村	備前市		四万十町	
	勝央町			

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(3) 委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

九州地方						
福岡県		佐賀県	熊本県	大分県	鹿児島県	沖縄県
北九州市	苅田町	唐津市	玉名市	大分市	指宿市	那覇市
大牟田市	みやこ町	伊万里市	山鹿市	臼杵市	西之表市	浦添市
中間市	上毛町	武雄市	上天草市	竹田市	曾於市	名護市
小郡市		鹿島市	阿蘇市	杵築市	志布志市	糸満市
宗像市		嬉野市	天草市	日出町	宇検村	沖縄市
福津市		吉野ヶ里町	南関町	九重町	瀬戸内町	豊見城市
うきは市		上峰町	長洲町	玖珠町	喜界町	西原町
宮若市		有田町	和水町		天城町	与那原町
みやま市		江北町	大津町	宮崎県		南風原町
糸島市			産山村	都城市		南大東村
篠栗町		長崎県	西原村	西都市		久米島町
芦屋町		平戸市	嘉島町	三股町		
水巻町		雲仙市	益城町	国富町		
岡垣町		東彼杵町	甲佐町	高鍋町		
遠賀町		川棚町	山都町	川南町		
筑前町		波佐見町	津奈木町	門川町		
大刀洗町		新上五島町	錦町	椎葉村		
香春町				高千穂町		
糸田町				日之影町		
福智町				五ヶ瀬町		

4.9月30日付け通知発出以降の対応について

(4)適切な予定価格の作成について

主な一般廃棄物収集委託の契約について、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて質問した。（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

適切な 予定価格	集計	詳細（一部抜粋）
はい （具体的に参考にしたものについて記載）	1,402 (1,352)	● 運転手及び作業員給料の労務単価は、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数に基づき設定している。 ● 人件費においては「賃金構造基本統計調査（清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者）」を参照した。 ● 厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の公表データを参考として積算した。 ● 市町村独自の土木積算システムでの人件費・車両費等に関する単価。 ● 対象地域のごみ排出見込量（前年度のごみ総排出量実績を人口按分）に基づき業務量を積算している。作業員・運転手の労務単価は、都道府県の公共工事設計労務単価により積算している。燃料単価は、実勢価格をベースとした庁内統一の基準額により積算している。車両費・消耗品費等については、消費者物価指数の変動分を加算している。
いいえ （理由について記載）	300 (323)	● 予定価格は作成していないが、委託業者の積算が適切であるか確認をしている。 ● 収集運搬業務の適正な実施を最優先としているが、予算上の制約から、社会情勢の急激な変化や経済変動を網羅的に積算へ反映させることが困難であり、現行の予算枠内での調整を余儀なくされているため。 ● 次年度の予算を検討する段階で現年の委託業者と適正な価格について協議を行っており、その価格を参考に設計を行っているため。 ● 実態に基づく根拠資料を委託業者から提供してもらえない。現状の町財政の逼迫による価格改定や契約変更を認められない為。

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,702市町村が回答（回答率100%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(5) 価格転嫁の条項の有無について

主な一般廃棄物収集委託の契約について、受託者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて質問した。（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

条項の有無	集計	詳細（一部抜粋）
はい	687 (644)	
入っていないが、 他の手法により 配慮をしている （詳細について 記載）	588 (529)	● 労務費、原材料費等、明確にうたっていないが、「業務内容の変更」に係る甲乙協議の条項があるので、それに対応している。 ● 申し出内容の聞き取り後、上長に報告し協議の場を設けるようにしている。現年度に申出があったため、現在料金等の調査を行っている。 ● 定期的に委託事業者との協議の場を設け、状況把握に努めている。状況によっては、財政担当課と調整を行い、補正予算等の検討を行うこととする。 ● 収集運搬業務の契約書に直接的な内容は無いが、「この契約に定めるもののほか、必要な事項はその都度両者協議の上決定するものとする。」として協議の場を設けている。処理施設の長期包括運営管理委託については、事業契約書に基づき年に一度、費用項目ごとに指標を定め、指標（日本銀行調査統計局）の変動率が+1を%超えた場合、委託料を改定し変更契約をしている。
いいえ （理由について 記載）	425 (504)	● 今後、契約に入れる予定。 ● 燃料費高騰や物価変動、および最低賃金の引上げ等の実勢推移を勘案し、契約更新の段階で、適切な価格転嫁や積算の補正を行っている。 ● 委託業者からの要望がなかったため。

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,700市町村が回答（回答率99.9%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(6) その他の契約の受託料の交渉について

9月30日付け通知発出以降、一般廃棄物収集委託の契約のうち、主な契約の受託者以外の契約の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。また、「あった」と回答した市町村について、受託料の引き上げを行ったか、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

交渉があった	交渉がなかった
198 (163)	1,502 (1,513)

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,700市町村が回答（回答率99.9%）

受託者から申入れを行った	市町村から申入れを行った	受託者及び市町村から申入れを行った
178 (123)	88 (66)	112 (106)

交渉があったと回答した198市町村が回答、合計378件の回答（複数回答可）

引き上げを行った （満額受け入れた）	引き上げを一部行った （満額は受け入れなかった）		行わなかった		その他
	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	
159 (104)	136 (118)	15 (13)	22 (20)	1 (1)	45 (39)

交渉があったと回答した198市町村が回答、合計378件の回答（複数回答可）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(7) 中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰による影響を受けた対応状況について

主な契約の受託者と、中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰による影響を理由とした受託料に関する交渉の有無について質問し、あった場合には、受託料の引き上げを行ったかについて質問した。

あった （受託者から 申入れを行った）	あった （市町村から 申入れを行った）	あった （受託者及び市町村 から申入れを行った）	なかった
69	14	19	1,600
102			

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,702市町村が回答（回答率100%）

行った	行っていない
57	45

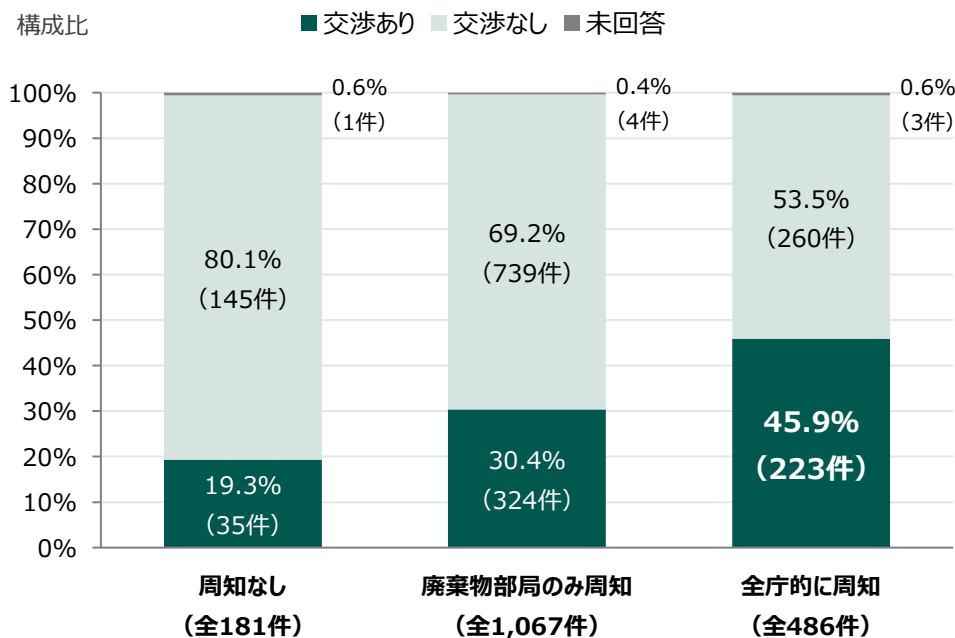
交渉があったと回答した102市町村のうち、102市町村が回答（回答率100%）

(参考) 9月30日付け通知の周知と受託料の交渉、引き上げの関係

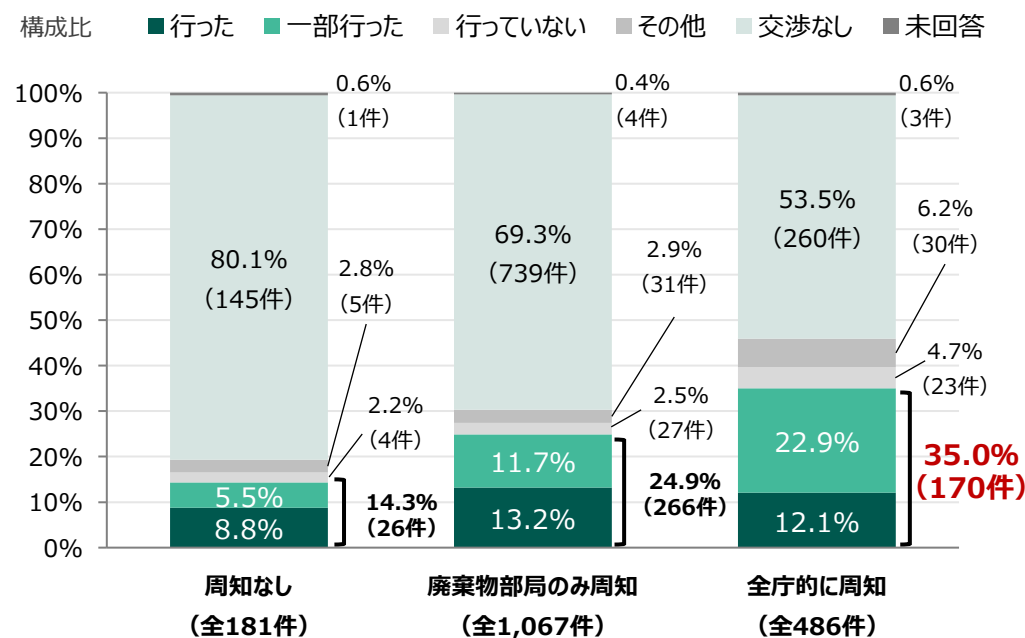
3. (1)周知と4. (1)受託料交渉 (3)引き上げの関係

周知範囲が広い自治体ほど、受託料交渉を行った割合及び受託料を引き上げた割合が高い

周知の状況別 受託料交渉の実施状況



周知の状況別 受託料引き上げの実施状況



「全庁的に周知」した自治体では、「交渉あり」割合は約46%、受託料引き上げを「行った」「一部行った」割合は35%となった

・「全庁的に周知」した自治体では、受託料交渉を「行った」割合が約46% となり、「周知なし」の19%の約2.4倍であった。また、受託料引き上げを「行った」「一部行った」割合は35%となり、「周知なし」の14%の約2.5倍であった。

・このことから、価格転嫁を進める上では、廃棄物部局内にとどまらない全庁的な情報共有を行うことが重要と考えられる。

対象：設問3-1について回答のあった1,734自治体

